

## 第42条 削除

※ 改正経過：制定〔昭和26年条例第48号〕、全部改正〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、削除〔昭和55年条例第39号〕

本条は、大型消火器に関する基準について定めていたが、建築物が大型化し、かつ、不燃化されるなど、消防事象が著しく変化している中で、国においては消防関係法令が築年改正されることにより制度強化が図られ、当該規制内容が本条例による付加基準に著しく近接するようになってきた。この中で、昭和49年の政令改正（昭和49年政令第252号）により、高圧受電設備、発電設備等で床面積が200平方メートル以上のものには、大型消火器よりも消火力の高いハロゲン化物消火設備等の設置が義務付けられた。このことから、昭和55年に「削除」となった。

大型消火器の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、省令第7条等のとおりである。